

砥部町農業委員会総会

令和6年1月議事録

令和6年1月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和6年1月農業委員会総会
2 開始日時	令和6年1月4日（木）10時30分～
3 開催場所	砥部町役場 2階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 正岡英司、佐野淳子、松村 要、渡部智磨子、坂本勝美 竹内 勝、福田康彦、門田幸一、相原雄一、笹山準一 松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	河瀬利文、久保 徹
6 職務のため会議に出席した職員の職氏名	池田 晃一（事務局長） 森岡 誠 （事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

## 令和6年1月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について 1件

日程第3 議案第2号 農地の転用（農業用施設）届出書 1件

日程第4 議案第3号 認定電気通信事業者の行う送電気工作物等の設置について 1件

日程第5 議案第4号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 1件

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について 1件

日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について 2件

・閉会

令和6年1月砥部町農業委員会総会

令和6年1月4日（木） 10時30分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>ご起立ください。礼。ご着席ください。                      只今から1月農業委員会総会を開会いたします。                      開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>～会長挨拶～</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。                      本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第4条により、久保委員、河瀬委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。                      本日の出席委員は16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。                      それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、1月農業委員会総会を開会いたします。                      日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。                      異議なし</p>
議 長	<p>それでは、本日の議事録署名委員は、13番、松尾利勝委員さん、14番、三木恭子委員さんをお願いします。                      なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、1件を議題といたします。                      事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1頁をご覧ください。こちらは相続による届出のため、前回の総会で事務局から説明したとおり、地図は省略させていただきました。                      届出人は〇〇さんです。                      届出地は〇〇番、地目、畑、面積673㎡外11筆、合計4,627㎡です。                      令和3年4月12日に亡くなられた、〇〇さんからの相続によるものです。                      以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法第3条の3第1項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。</p>

議 長	<p>日程第3 議案第2号 農地の転用届出書について、1件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書は2頁をご覧ください。地図は1頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、12月の総会で承認をいただいた農振農用地内に農業用倉庫を設置するものについて、砥部町の許可を受けた申請人が、正式に農業用施設設置の届出を提出したものです。</p> <p>申請人は〇〇さん。</p> <p>申請地は〇〇番〇、地目、畑、面積786㎡のうち44㎡で、農業用倉庫1棟を設置します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法施行規則第29条第1項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第3号 認定電気通信事業者の行う送電気工作物等の設置に伴う事業申請について、1件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の3頁をご覧ください。地図はそのまま1頁をご覧ください。</p> <p>認定電気通信事業者の行う、送電気工作物等の設置に伴う事業計画書が愛媛県に提出され、愛媛県から砥部町農業委員会に対し、計画地について調査依頼があり、概要について調書により報告を行ったものです。</p> <p>渡人は〇〇さんです。受人は〇〇さんです。</p> <p>農地の所在地は〇〇番、地目、畑、面積11,980㎡のうち1,004.98㎡です。</p> <p>転用目的は、鉄塔の建替えにより、設備の高経年化リスク低減を図るものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法施行規則第29条第1項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第4号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の4頁をご覧ください。地図は2頁をご覧ください。</p> <p>渡人は〇〇さんです。受人は〇〇さんです。</p> <p>申請地は〇〇番、地目、畑、面積11,387㎡ほか1筆、計11,575㎡です。</p> <p>申請の経緯について、受人が農地を拡大するため、渡人から譲り受けるものです。</p>

	<p>作付予定作物は柑橘で、受人の営農家族構成は、本人と妻が行います。農作業機械はトラクター等を所有しております。</p> <p>営農日数は本人 250 日、妻 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われま。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりで、本人も規模を拡大し、足元を広げています。隣接している農地が廃園になると困るので、何とか耕作していくそうです。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。</p> <p>本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p>
議 長	<p>日程第 6 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、1 件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書は 5 頁をご覧ください。地図は 3 頁をご覧ください。</p> <p>事業所移転のための転用案件です。</p> <p>渡人は〇〇さんです。借人は〇〇さんです。</p> <p>申請地は〇〇番、地目、田、面積 395 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、計 1,599 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請の経緯について、受人は〇〇で事業をしていましたが、規模拡大のため移転地を探していたところ、渡人の土地を見つけ今回にいたったものです。</p> <p>構造物等を設置し、土砂の流出を防ぎます。給排水は、砥部町上水道を利用し、汚水は浄化槽を利用し東側水路へ放流します。</p> <p>申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>

議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〇〇委員	地図は果樹園で、地目は田になっているが、どうなのか。
事 務 局	地図を作成した段階では、果樹園だったかもしれません。地図作成会社の判断だと思えます。
〇〇委員	事業内容は、どうなっているのか。
事 務 局	〇〇をしている会社です。
〇〇委員	騒音問題があるなど、拒否することができるのか。
事 務 局	農地法による業務であり、そのことによる拒否はできないと考えます。また、本町は騒音の規制区域に入っていません。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、2件を議題とします。 1件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	1件目、賃貸借権の設定で、新規の案件です。地図は4頁をご覧ください。 貸人は〇〇さんです。借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、現況地目、畑、面積1,553㎡です。 栽培品目は〇〇、期間は、令和6年1月公告日から令和10年12月31日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	この農地は、数年前から作られてなく、私の地区の畑の真ん中に位置しています。真ん中が荒れると景観も悪く、作物にも影響するので、みんなで協力して作って、耕作放棄地をなくそうとしています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2件は〇〇委員ご本人が関連する案件です。 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与が制限されますので、〇〇委員には退席していただきます。 それでは、議題2件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2件目、使用貸借権の設定で新規の案件です。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番〇、現況地目、畑、面積2,210㎡です。 栽培品目は〇〇、期間は、令和6年1月公告日から令和8年12月31日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。内容は、〇〇委員が言われたとおりで、耕作放棄地をなくすため、〇〇委員が耕作するそうです。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。 議事が終了しましたので、〇〇委員に対する議事参与の制限を解除いたします。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、1月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 10時55分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 \_\_\_\_\_

会長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_